



趣旨 農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図る。

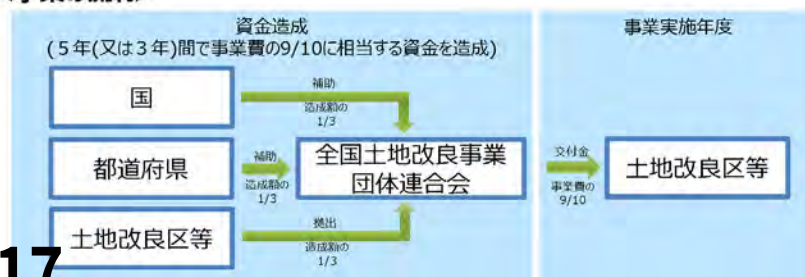
事業内容 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修等）の実施等

事業実施主体 (対象者)	土地改良区等	補助率	下図参照	令和3年度 当初予算 (百万円)	3,312
-----------------	--------	-----	------	------------------------	-------

< 事業の内容 >

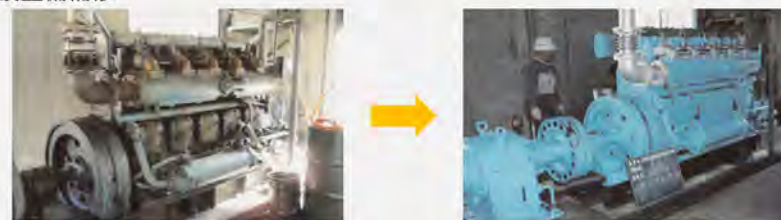
- 1. 施設整備補修**
施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる定期的な整備補修を実施します。
- 2. 施設改善整備対策**
水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修(ゲート設備の電動化、漏水防止のための水路整備等)を実施します。
- 3. 安全管理施設整備対策**
農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス、通行止門扉等)を計画的に整備します。
- 4. 緊急整備補修**
予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修を実施します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

施設整備補修



原動機の修繕、塗装

施設改善整備対策



水門開閉の電動化

安全管理施設整備対策



ネットフェンスの更新

緊急整備補修



水管橋漏水部の補修

趣旨
目的

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業
内容

【農地維持支払】

農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保安全管理活動等を支援する。

【資源向上支払】

地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。

事業実施主体
(対象者)

農業者等の組織する団体

補助率

定額

令和3年度
当初予算
(百万円)

48,652

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的な保安全管理等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>

18



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

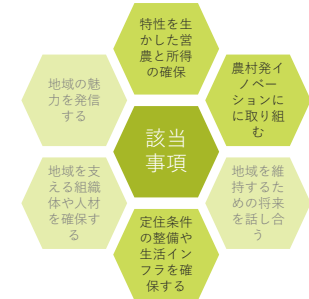
実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理」も対応可	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 600 草地 80	320 700 300 40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田 400 畑 600 草地 80	320 700 300 40
小規模集落支援 既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40
広域化への支援 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上
	交付金（定額） 4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織	

※下線部は拡充内容



趣旨 目的

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

事業 内容

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施する。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。

事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村等

補助率

定額 (1/2等)

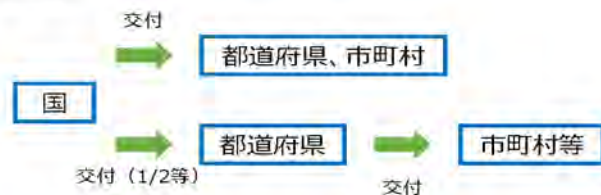
令和3年度
当初予算
(百万円)

80,725

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】





趣旨

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進する。

事業内容

1. 農業集落排水施設整備事業
2. 農道・集落道整備事業
3. 営農飲雑用水施設整備事業
4. 地域資源利活用施設整備事業
5. 集落防災安全施設整備事業

事業実施主体
(対象者)

都道府県、市町村等

補助率

定額（1/2等）

令和3年度
当初予算
(百万円)

6,300

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

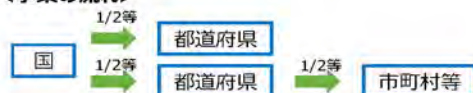
4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

